原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する省令の一部を改正する内閣府令

原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する省令（平成二十四年文部科学省令第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令

第一条中「省令」を「府令」に改める。

第三条第二号中「第二十六条第一項」の下に「、第四十三条の三の五第二項及び第四十三条の三の八第一項」を加え、同条第三号中「第三十七条第一項」の下に「、第四十三条の三の二十四第一項」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項に掲げるもののほか、原子力事業者のうち特定原子力施設（規制法第六十四条の二第一項に規定する特定原子力施設をいう。）に係る者は、規制法第六十四条の三第一項の規定により原子力規制委員会の認可を受けた実施計画（規制法第六十四条の二第二項に規定する実施計画をいう。）の写しを内閣総理大臣に提出しなければならない。

附則第二条中「省令」を「府令」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第六十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十二条第一項及び第三十五条第一項並びに総合特別区域法施行令（平成二十三年政令第二百四十三号）第二条第二号の規定に基づき、総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年九月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令

総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第五号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

第十一条に次の一項を加える。

2　法第十四条の二第一項各号に掲げる事項を記載した国際戦略総合特別区域計画について法第十二条第一項の規定により認定の申請をしようとする指定地方公共団体は、別記様式第一の四による申請書に、前項の図書のほか、次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　特定事業実施区域（法第十四条の二第一項第三号に規定する特定事業実施区域をいう。以下この号において同じ。）に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び特定事業実施区域を表示した付近見取図

二　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四章の規定による規制の特例措置の適用を受ける主体の特定の状況を明らかにすることができる書類

三　特定事業の工程表及びその内容を説明した文書

四　前三号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

第十二条中「前条各号」を「前条第一項各号及び第二項各号」に改める。

第二十九条に次の一項を加える。

2　法第三十七条の二第一項各号に掲げる事項を記載した地域活性化総合特別区域計画について法第三十五条第一項の規定により認定の申請をしようとする指定地方公共団体は、別記様式第五の四による申請書に、前項の図書のほか、次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　特定事業実施区域（法第三十七条の二第一項第三号に規定する特定事業実施区域をいう。以下この号において同じ。）に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び特定事業実施区域を表示した付近見取図

二　構造改革特別区域法第四章の規定による規制の特例措置の適用を受ける主体の特定の状況を明らかにすることができる書類

三　特定事業の工程表及びその内容を説明した文書

四　前三号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

第三十条中「前条各号」を「前条第一項各号及び第二項各号」に改める。

別記様式第一の四の次に別記様式第五の四を次のように改める。

別記様式第１の４（第11条関係）

国際戦略総合特別区域計画認定申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

指定地方公共団体の長の氏名　　印

総合特別区域法第12条第１項の規定及び同法附則第３条に規定する措置に基づき、国際戦略総合特別区域計画について認定を申請します。

注１　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

２　法第12条第１項の規定のみに基づく計画にあっては「及び同法附則第３条に規定する措置」の文字を、法附則第３条に規定する措置のみに基づく計画にあっては「第12条第１項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

国際戦略総合特別区域計画

作成主体の名称：

１　国際戦略総合特別区域の名称

２　特定国際戦略事業の名称

３　国際戦略総合特別区域計画の実施が国際戦略総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

４　その他国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化のために必要な事項

５　特定事業（法第14条の２第１項第１号に規定する特定事業）を定める場合には、当該特定事業の名称

別紙　特定国際戦略事業関係及び特定事業関係

注１　１から４までに掲げる事項について、記載するよう努めること

２　５に掲げる事項については、特定事業を定める場合において記載すること

別紙

特定国際戦略事業関係については、以下のとおりとすること

１　特定国際戦略事業の内容及び実施主体に関する事項

２　特定国際戦略事業ごとの特別の措置の内容

３　その他特定国際戦略事業に関する事項

注　特定国際戦略事業ごとに作成すること

別紙

特定事業関係については、以下のとおりとすること

１　特定事業の内容、実施主体及び開始の日に関する事項

２　特定事業ごとの規制の特例措置の内容

３　特定事業実施区域の範囲

注　特定事業を定める場合において、特定事業ごとに作成すること